

令和8年度埼玉大学基金奨学金 「MARELLI 奨学金」募集要項

1 埼玉大学基金奨学金の趣旨

学業奨励資金としての奨学金を給付することにより、優秀な学生の受入れ及び在学生の更なる学業成績の向上・活力の醸成を図ることを目的とする。

2 MARELLI 奨学金について

本奨学金は、本学から未来のモノづくりを担い、将来世界でも活躍できる人材が輩出されるよう、特に経済的な理由で進学を諦めている学生を支援したいとの目的で、マレリ株式会社から寄附があったものである。

3 奨学金の特徴

- (1) 奨学金は給付であり、返済の義務はない。
- (2) 奨学生の卒業・修了後の進路に制約はない。

4 応募資格

理学部及び工学部の3～4年次生、または理工学研究科博士前期課程1年次生

なお、4年次生においては、本学理工学研究科博士前期課程への進学が決定していること。

応募することができるのは、以下の要件を全て満たす者とする。

- ①経済的理由により、学業継続が困難な者
- ②学業・人物ともに優秀である者

なお、国籍は問わない。

5 応募制限

他の民間企業・団体による給付型奨学金との併給は不可

(日本学生支援機構の給付奨学金、授業料免除との重複は可)

6 採用人数

3名

7 奨学金給付概要

(1) 給付金額

1名につき30万円／年度ごと(4月～翌年3月)

(2) 給付期間

原則として、正規の最短修業年限(留学中は除く)までとする。

なお学部4年次生は、本学理工学研究科博士前期課程へ進学する場合、当該課程の正規の最短修業年限まで継続可能とする。

ただし、応募資格や学業成績等による継続給付の可否の判断を行う。

(3) 支給方法

決定後、本学指定用紙に記入した本人名義の口座に一括振り込み。(令和9年1月頃)

8 応募方法

(1) 手続

奨学金の給付を希望する者は(2)の応募書類を学生支援課奨学支援担当係まで提出すること。

(2) 応募書類

次の①～④による書類。なお提出した応募書類は返却しない。

①奨学金応募申請書(指定様式)

写真1枚を貼付(カラー、上半身正面、応募前3ヵ月以内のもの、4.0cm×3.0cm)

②推薦書(推薦者(教員)に自筆で署名いただいたもの)ただし、研究室に配属されている学生に限る。

→[PDF 版](#)

→[Excel 版](#)

③奨学金の利用目的について記載した書類(自由記述、字数・フォーマット等指定なし)

④収入に関する書類(家計支持者の前年の年収を証明する書類)

例：源泉徴収票、確定申告書、市区町村発行の所得証明書等いずれか一通(コピー可)

(3) 応募の締切

令和8年11月5日(木)

※郵送による提出も可(期限内必着、レターパックライトを使用すること)

郵送先：〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学学生支援課奨学支援担当係

9 選考及び決定等

(1) 選考は第一次選考として書類選考、第二次選考として面接試験(第一次選考合格者のみ)を行う。

(2) 書類選考は、奨学金応募申請書等をもとに、総合的に評価する。

(3) 書類選考通過者には大学から連絡し、面接の日程調整を行う。

なお、書類選考不合格者に関しても、本人にその旨を連絡する。

(4) 12月頃に書類選考通過者と面接を行い、各部署長から推薦された者から、学長が決定する。

(5) 採否の決定については、令和9年1月までに本人に通知する。

(6) 選考の経過及び決定の理由は公表しない。

10 奨学生の義務

(1) 採用決定時及び給付期間終了時に、マレリ株式会社に謝意訪問を行うこと。

(2) マレリ株式会社から案内がある交流会等に必ず出席すること。

11 奨学金給付の停止

奨学生が以下の項目に該当することとなった場合、奨学金給付を停止することがある。

(1) 大学を長期にわたって休学したとき。

(2) 退学や除籍等により大学における学籍を失ったとき。

(3) 学業または操行などの状況により、指導上必要があると認めたとき。

(4) 大学もしくは支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき。

(5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。